

改 正 案	現 行
<p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体</p> <p>一の二 地方独立行政法人</p> <p>二 法人税法別表第一に規定する独立行政法人</p> <p>二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター</p> <p>三 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、<u>地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構</u></p> <p>四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団</p> <p>2 道府県は、次に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 林業</p>	<p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 同上</p> <p>一 同上</p> <p>一の二 同上</p> <p>二 同上</p> <p>二の二 同上</p> <p>三 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、<u>地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構</u></p> <p>四 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一 同上</p>

二 鉱物の掘採事業

3 道府県は、農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に掲げる者以外の者を組合員とするものにあつては、政令で定めるものに限る。）で農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たしているものが行う農業に対しては、事業税を課することができない。

二 同上

3 同上

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）</p>		改 正 案	
		現 行	
<p>名称</p> <p>地方公共団体</p>	<p>根拠法</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）</p>	<p>名称</p> <p>地方公共団体</p>	<p>根拠法</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）</p>
<p>地方公共団体金融機構</p>	<p>地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）</p>	<p>地方公共団体金融機構</p>	<p>地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）</p>
<p>地方公共団体情報システム機構</p>	<p>地方公共団体情報システム機構法（平成二十年法律第五号）</p>	<p>（新規）</p>	
<p>地方公務員共済組合</p>	<p>地方公務員等共済組合法</p>	<p>地方公務員共済組合</p>	<p>地方公務員等共済組合法</p>
<p>地方公務員共済組合連合会</p>		<p>地方公務員共済組合連合会</p>	

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第十三条関係）

別表第一 公共法人の表（第二条関係）		改正案		別表第一 公共法人の表（第二条関係）		現行	
		名称	根拠法			名称	根拠法
地方公共団体	地方公共団体金融機構	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	地方公共団体	地方公共団体金融機構	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体 地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十年法律第五号）	地方公共団体情報システム機構法（平成二十年法律第五号）	（新規）	（新規）		
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百十四号）	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百十四号）	地方住宅供給公社	地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百十四号）	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百十四号）

（傍線部分は改正部分）

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第十四条関係）

改正案		現行	
別表第二 非課税法人の表（第五条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法	大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十年法律第五号）	（新規）	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）

（傍線部分は改正部分）

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十年法律第五号）	（新規）	
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百十四号）	地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百十四号）

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第三条、第六十条関係）			
一 次の表に掲げる法人			
名称	根拠法	名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）	地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十年法律第 号）	（新規）	
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会		地方公務員共済組合連合会	
二（略）		二（略）	